

令和4年3月1日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	本庁機関等の再編について……………	1
II	県有施設の見直しに係る整理について……………	2
III	令和3年度環境農政局所管公共事業評価の実施結果について……………	5
IV	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管 条例の見直し結果について……………	12
V	神奈川県地球温暖化対策計画の改定案について……………	15
VI	神奈川県環境基本計画進捗状況点検について……………	18
VII	東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画 (神奈川県)の素案について……………	28
VIII	神奈川県循環型社会づくり計画の改定案について……………	32
IX	神奈川県食品ロス削減推進計画案について……………	35
X	第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画案について……………	38
XI	かながわスマート農業・水産業推進プログラムの案について……………	41
XII	足柄上郡の豚飼養施設における豚熱疑似患畜発生に伴う対応につ いて……………	44
XIII	かながわ水産業活性化指針の改定案について……………	45
XIV	第8次神奈川県栽培漁業基本計画案について……………	47

I 本庁機関等の再編について

令和4年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

1 再編の内容

【本庁機関】

○ 農政部の名称変更

- ・ 県内水産業の成長産業化の実現に向けた取組を推進するにあたり、水産施策を含めた一次産業の活性化を推進する組織であることを明示するため、農政部の名称を農水産部に変更する。

現 行	再編後
【環境農政局】 └─ └─ 農政部	【環境農政局】 └─ └─ 農水産部 [名称変更]

2 再編の時期

令和4年4月1日

Ⅱ 県有施設の見直しに係る整理について

緊急財政対策で掲げた「県有施設の見直しの方向性」を基本とした取組を平成30年度で終了したが、平成31年第1回定例会において、「「今後も見直しを継続する施設」に整理した6施設・15機関については、3年以内に方向性を決定し、その結果を所管常任委員会に報告する」こととした。

このたび、その設定した期限を迎えるため、既に報告済みの3施設を除く、3施設・15機関についての見直し状況について整理を行ったので報告する。

1 整理の概要

(1) 対象

県民利用施設：3施設

出先機関：15機関

(2) 整理結果

見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更する。

* 対象施設・機関は「別紙」参照

2 今後の対応

- ・ 現行運営を継続し、適正な運営に努めていくとともに、社会環境の変化等に応じて、効果的・効率的な運営が行われるよう、不断の見直し等を実施していく。
- ・ また、移譲等、県民生活に影響のある大きな見直しを行う場合は、改めて所管常任委員会に報告する。

県有施設の見直しに係る整理結果の一覧

1 県民利用施設

【見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更】

※移譲について検討を継続する施設を含む

No.	所管局	施設名 (所在市町村)	平成 30 年度に整理した 見直しの方向性	備考
1	国際文化観光局	ユーシンロッジ (山北町) * 現在休業中 ※移譲について検討を継続する施設	民間への移譲について検討	施設への進入路である林道について復旧の見込みが立たないことや、新型コロナウイルス感染症の影響等により、関係者との調整を中断している。 今後、時宜を捉えて調整を再開し、今後のあり方について検討していく。
2		津久井湖観光センター (相模原市) ※移譲について検討を継続する施設	民間（市）への移譲について検討	施設が老朽化していることから、民間（市）への移譲後に活用するには再整備が必要であり、活用の方向性とともな費用負担や役割分担等について、引き続き関係者と調整していく。
3	健康医療局	煤ヶ谷診療所 (清川村)	村等への移譲について検討	本診療所は、村唯一の医療機関であり、地域医療を支える重要な施設である。 村では、診療所経営のノウハウがないことや、医師の確保が困難であること等の理由から、引き続き県での運営を強く望んでいる。 また、指定管理についても検討したが、老朽化が進む施設面の課題や経営面の課題から、導入には更なる調整が必要であることが判明した。 そのため、現行運営を継続していく。

2 出先機関

【見直しの方向性を「現行運営の継続」に変更】

No.	所管局	施設名 (所在市町村)	平成 30 年度に整理した 見直しの方向性	備考
1 ～ 4	政策局	地域県政総合センター (4機関) [行政機関] (横須賀市、厚木市、平塚市、小田原市)	市町村支援や地域振興、地域の防災拠点としての役割、環境・農政の機関等との業務のあり方を含めて、市町村の意見も踏まえつつ、地域県政総合センターのあり方について検討	大規模災害等発生時における現地対策本部としての役割を通じ、現地災害情報の把握や市町村の支援ニーズの把握など、各地域における対応拠点としての機能の重要性が再確認されたことも踏まえ、当面、現行運営を継続していく。 ただし、県・市町村の役割分担等を踏まえた検討を引き続き行っていく。

5	環境農政局	環境科学センター (平塚市)	地域県政総合センターの検討と併せて、あり方を検討	地域県政総合センターの検討結果と同様に、当該機関についても、当面、現行運営を継続していく。 ただし、県・市町村の役割分担等を踏まえた検討を引き続き行っていく。
6	環境農政局	自然環境保全センター (厚木市)		
7	環境農政局	横浜川崎地区農政事務所 〔行政機関〕 (横浜市)		
8	環境農政局	農業技術センター (4支所) (平塚市)		
9	総務局	給与事務センター (横浜市)	学校事務センターと再編・統合	知事部局と教育委員会の制度運用の簡素化・統一化を進めてきたが、職種の違いによる合理的な差異が再確認されたため、当面、現行運営を継続していく。
10	教育局	学校事務センター (横浜市)	給与事務センターと再編・統合	
11 ～ 14	健康医療局	保健福祉事務所 (4機関5支所) 〔行政機関〕 【法令必置】 (平塚市ほか)	寒川町域の福祉事務所機能の業務運営のあり方を検討	茅ヶ崎市への寒川町域の福祉事務所業務の委託に向け市・町と協議を進めてきたが、委託化は困難となっていることから、当面、現行運営を継続しながら、引き続き寒川町域への保健・福祉サービスの提供方法について協議・検討していく。
15	産業労働局	かながわ労働センター (3支所) 〔行政機関〕 (横浜市)	当面、現行の組織体制を維持し、今後、ハローワークのあり方を見据えた中で組織のあり方を検討	平成28年施行の法改正により、「地方版ハローワーク」の設置が可能となったが、引き続き、地方は一部事業を行えないなどの課題が残っている。 国に対し改善要望を行ってきたが、現状、課題解決の見通しが立たない状況であるため、引き続き要望を行い、課題解決の見通しが立った時点で、組織のあり方を検討していく。

○ 参考（見直しの内容を決定し、所管常任委員会に報告済みの施設）

	所管局	施設名 (所在市町村)	見直しの内容	備考
1	環境農政局	二町谷地区北公園 (三浦市)	市へ管理権限を移譲	令和2年第1回定例会環境農政常任委員会に報告済み
2	福祉子どもみらい局	さがみ緑風園 (相模原市)	令和5年4月から指定管理者制度を導入	令和3年第2回定例会厚生常任委員会に報告済み
3	県土整備局	湘南港 (藤沢市)	利用料金制の導入	令和3年第3回定例会建設・企業常任委員会に報告済み

Ⅲ 令和3年度環境農政局所管公共事業評価の実施結果について

環境農政局では、所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の採択や実施、完了から一定の期間が経過した公共事業について、神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領及び事後評価実施要領に基づき、再評価及び事後評価を実施している。

令和3年11月26日付けで神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「公共事業評価委員会」という。）から提出された意見を受けて、令和3年度の県の対応方針を決定したので、その概要を報告する。

1 評価の概要

(1) 再評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業の進捗状況やコスト削減の可能性等の視点から事業継続の可否の評価を行い、事業の継続に当たっては、必要に応じ事業の見直しを行う。また、事業の継続が適当と認められない場合には、事業の休止又は中止をする。

- ア 事業採択後、5年を経過した年度において継続中の国庫補助事業
- イ 事業実施後、5年を経過した年度において継続中の県単独事業
- ウ 再評価実施後、5年を経過した年度において継続中の事業

(2) 事後評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業完了後の事業の効果及び周辺環境への影響等について評価し、効果が認められた事業の事後評価を終了する。併せて、評価結果を今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映させる。

なお、引き続き効果を検証する必要がある事業については、改めて事後評価を実施する。

- ア 全体事業費が5億円以上で、完了から5年を経過した事業
- イ 過去において再評価を実施した事業で、完了から5年を経過した事業

2 評価の流れ

評価に当たって、県は各評価対象事業の対応方針（案）を作成し、学識経験者等の第三者で構成する公共事業評価委員会に対し意見を求め、その意見を尊重して、県の対応方針を決定するとともに、実施結果を公表する。

3 令和3年度の評価対象事業

令和3年度は、次の事業について評価を実施した。

(1) 再評価

	事業名（箇所名）	県の対応方針（案）
①	海岸保全施設整備事業（小田原漁港海岸）	継続

※1 (1)アに該当

(2) 事後評価

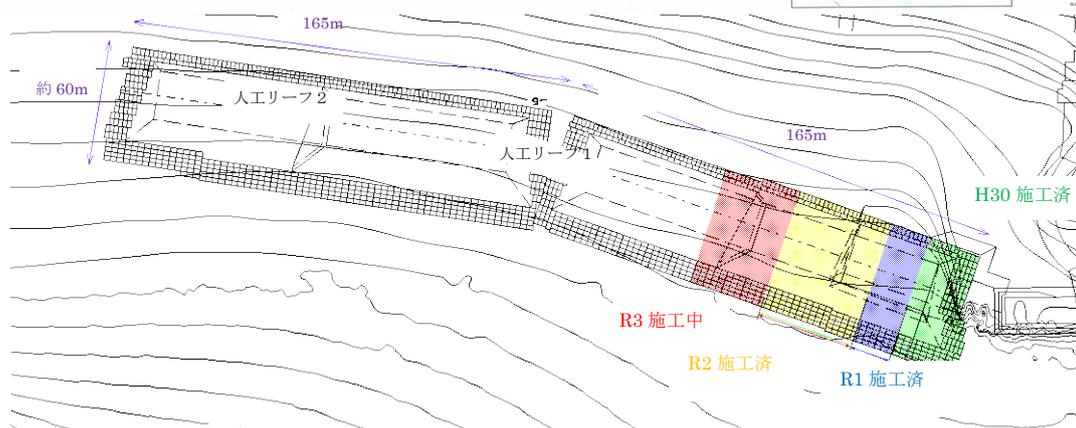
令和3年度評価対象事業なし

4 評価対象事業の概要

<再評価>

① 海岸保全施設整備事業〔小田原漁港海岸（小田原市）〕

位置図



ア 事業目的

高潮による浸水や海岸侵食防止のための人工リーフを整備し、海岸背後にある人命、資産を防護するとともに、砂浜の回復による海浜の安定化を図り、海岸保全機能を増大させる。

イ 事業箇所 小田原市南町地先

ウ 事業概要 人工リーフ 165m×2基

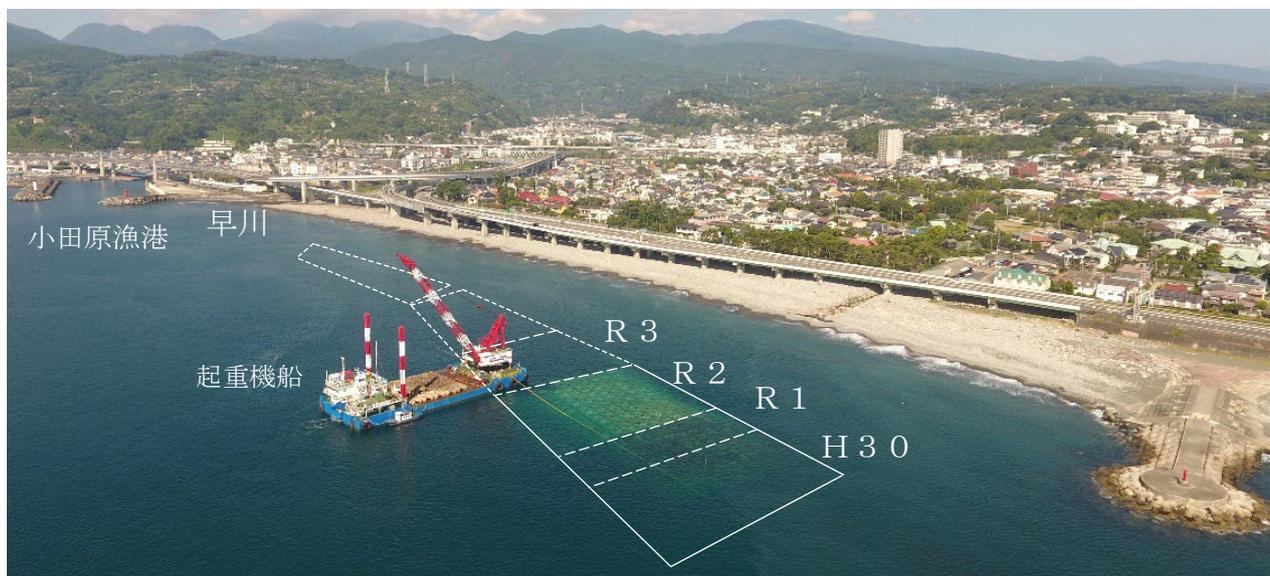
エ 事業期間 平成28年度～令和7年度

○海岸保全施設整備事業（小田原漁港海岸）

①航空写真



② 工事進捗状況



5 公共事業評価委員会の意見等

(1) 意見（主文）

「対象公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とする」

(2) 附帯意見及び県の今後の対応

ア 総論的意見

【附帯意見】

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用を掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、今後ますます重要になる。したがって、環境農政局においては、公共事業を実施するに当たって経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

また、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化が強く懸念されることから、公共事業の実施に当たっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組むことを望む。

【附帯意見を受けての県の今後の対応】

公共事業の実施に当たっては、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組む。

また、気候変動による災害の激甚化に対し、従来の工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラの一層の強靱化に取り組む。

イ 各論的意見

<再評価>

①海岸保全施設整備事業〔小田原漁港海岸（小田原市）〕

【附帯意見】

本事業では新しい工法（ペルメックス16t型被覆ブロック）を採用しているが、地球温暖化による台風の大型化などから従来の想定を超える被害が発生することも懸念されるため、その効果や耐久性については慎重に見極める必要がある。また、原油高による原材料費の高騰や新型コロナウイルス感染症による人手不足の深刻化など公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、工事に遅れが生じないように注意する必要がある。

したがって、本事業においても、必要であれば工期中であっても従来の災害想定や工法を適宜見直し、公共インフラの一層の強靱化に取り組むことを望む。

【附帯意見を受けての県の今後の対応】

資材単価の高騰や人手不足など、社会情勢の変化により、工事発注に遅れが生じないように、早期発注に努めるとともに、気候変動に対応するため、必要があれば工法の適宜見直しを行い、公共インフラの強靱化に取り組む。

6 令和3年度の対応方針

公共事業評価委員会から提出された意見を受け、次のとおり県の対応方針を決定した。

(1) 再評価

	事業名（箇所名）	県の対応方針
①	海岸保全施設整備事業（小田原漁港海岸）	継続

(2) 事後評価

令和3年度評価対象事業なし

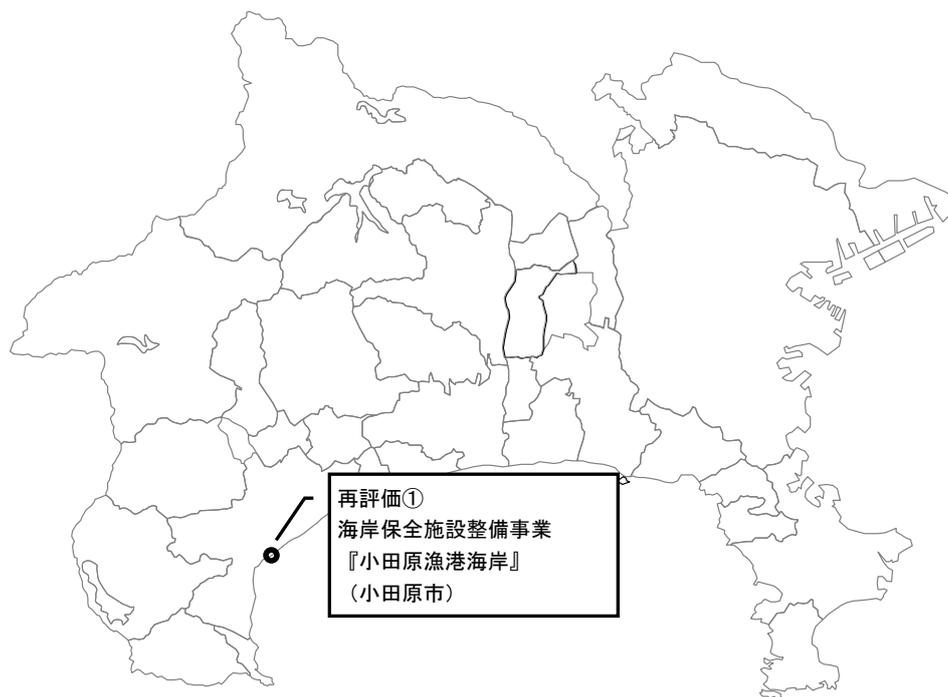
参考

公共事業評価委員会委員名簿

役職	氏名	職業等	分野名
委員長	小池 治	横浜国立大学名誉教授	地域社会形成に関する分野
副委員長	佐藤 正幸	弁護士	社会情勢に関する分野
委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部教授	農林水産業に関する技術的分野（農業・農村）
委員	葉山 久世	かながわ野生動物サポートネットワーク 代表	環境に関する分野
委員	山下 東子	大東文化大学 経済学部教授	農林水産業に関する技術的分野（水産・漁業）
委員	吉岡 拓如	東京大学大学院 農学生命科学研究科准教授	農林水産業に関する技術的分野（森林・林業）

(任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)

評価対象事業位置図



IV 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について

県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、一定期間ごとに条例の見直しを行っている。

条例の見直しの周期は、施行の日から5年を経過するごととしており、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点から見直すこととしている。

このたび、環境農政局において所管する次の2条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったことから、その結果を報告する。

1 条例の見直しの結果

改正・廃止及び運用の改善等の必要はない条例

条例名	見直し結果
神奈川県都市農業推進条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点での改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例	

(参考) 条例の見直し結果概要

条 例 名		神奈川県都市農業推進条例		
条 例 番 号		平成 17 年神奈川県条例第 90 号	法 規 集	第 9 編第 1 章第 1 節
所 管 室 課		環境農政局農政部農政課		
条 例 の 概 要		都市農業の持続的な発展について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、都市農業の持続的な発展に関する施策の基本となる事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	<p>本県の農業は、県民の身近で営まれ、新鮮で安全・安心な農畜産物を供給するとともに、良好な景観の形成など多面的機能を提供しているが、一方で農業者や農地の減少、担い手の高齢化、耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。</p> <p>本条例は、こうした課題に対応し、都市農業の持続的な発展のための施策の推進、食料等の安定供給及び農業の有する多面的機能の発揮を図り、県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的としており、その目的達成のため引き続き必要な条例である。</p>		
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	<p>平成 27 年の都市農業振興基本法の制定を受け、市街地及びその周辺にある農地の保全を基本理念に追加するなど、情勢の変化に対応し必要な改正を行っている。</p> <p>本条例に基づき「かながわ農業活性化指針」（以下「指針」という。）を策定し、都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進等を図っているため、本条例は有効に機能している。</p>		条例改正 令和元年 12 月 24 日
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	<p>本条例に基づき策定した指針により関連施策を展開することで、地産地消の推進、多様な担い手の育成、農地の保全等が進んでいるため、本条例は効率的に機能している。</p>		
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	<p>本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「安全・安心」の政策の基本方向「生活の安心の確保」及び政策分野「産業・労働」の政策の基本方向「農林水産業の活性化」に合致するものであり、県政の基本的な方針に適合している。</p>		
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	<p>都市農業の持続的な発展について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、都市農業の持続的な発展に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、憲法や法令に抵触しない。</p>		
	その他			
見 直 し 結 果	<p>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>		理 由 等	
			<p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点での改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>	

条 例 名	神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例		
条 例 番 号	平成 22 年神奈川県条例第 13 号	法 規 集	第 9 編第 1 章 11 節
所 管 室 課	環境農政局農政部農政課		
条 例 の 概 要	遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するために必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	遺伝子組換え作物は、法律に基づき生物多様性影響について評価が行われ、承認を受けたもののみが栽培等をされる仕組みとなっているが、一方でその栽培に対しては一般作物との交雑等を懸念する声もある。 本条例は、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑を未然に防止し、遺伝子組換え作物の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止することを目的としており、その目的達成のため引き続き必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例は、遺伝子組換え作物の栽培計画等の知事への事前の届出や周辺生産者への説明会の開催、適正な交雑等防止措置の遵守などを義務づけており、一般作物との交雑等の防止のために有効に機能している。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める交雑等防止措置については、科学的な知見に基づいた必要最小限の措置としており、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「安全・安心」の政策の基本方向「生活の安心の確保」及び政策分野「産業・労働」の政策の基本方向「農林水産業の活性化」に合致するものであり、県政の基本的な方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	遺伝子組換え作物の開放系での栽培等に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するために必要な事項を定めるものであり、憲法、法令に抵触しない。	
見直し結果	その他		
	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

V 神奈川県地球温暖化対策計画の改定案について

県では、神奈川県地球温暖化対策推進条例第7条の規定に基づき策定している「神奈川県地球温暖化対策計画」の改定に取り組んでおり、令和3年9月の当常任委員会に改定素案を報告した。

このたび、改定素案に対する県民意見募集や市町村等への意見照会、環境審議会での審議を経て、改定案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和3年10月12日～11月10日

イ 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブへの情報提供
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政総合コーナー、環境計画課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信
- ・ かながわ地球環境保全推進会議の構成団体等への情報提供

(2) 市町村への意見照会

令和3年10月12日～10月26日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 98件（県民84件、市町村14件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画全般について	34件	8件	42件
(イ) 施策事業について	45件	4件	49件
(ウ) その他	5件	2件	7件
合 計	84件	14件	98件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 改定案に反映した（している）意見	33件	4件	37件
(イ) 今後の取組の参考とする意見	38件	9件	47件
(ウ) 改定案に反映できない意見	2件	1件	3件
(エ) その他	11件	0件	11件
合 計	84件	14件	98件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 改定案に反映した（している）意見

- ・ C O P 26の開催結果を記載してほしい。
- ・ 各自治体の脱炭素表明の状況を記載してほしい。
- ・ 大規模な太陽光発電の設置に伴う開発への対応を計画に記載してほしい。
- ・ 電力だけでなく熱の脱炭素化に関する記載も追加してほしい。

(イ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 地球温暖化対策は県庁内で横断的に実施すべき。
- ・ 再生可能エネルギーの数値目標を追加してほしい。
- ・ 校舎改築に伴う脱炭素化のエコスクールづくりを、県立高校のみならず、公立・私立学校へ働きかけてほしい。
- ・ 波力発電所が有する海岸保全効果のシミュレーション等の調査結果を、適応策の検討に使用してほしい。

(ウ) 改定案に反映できない意見

- ・ 中期目標について、2000年比で50%削減とすべき。
- ・ 国の目標を当面横置きにするのではなく、県としての目標を示すべき。
- ・ 各施策が温室効果ガス削減にどれほど貢献できるのかを、削減数値レベルで示せるようにしてほしい。

(エ) その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛による影響を評価すべき。

2 素案からの主な変更箇所

(1) 第1章 総論

- ・ 「国際情勢」に、C O P 26の開催結果及び在宅時間の増加による影響に関する記載を追加した。
- ・ 「国内の動向」に、新たに策定された国の計画等及び2050年までにC O₂排出実質ゼロを表明した地方公共団体の状況に関する記載を追加した。

(2) 第2章 緩和策（地球温暖化の防止を図るための取組）

- ・ 「県内の温室効果ガスの排出状況」に、世界のC O₂排出量と排出割合を参考として記載した。
- ・ 「温室効果ガス総排出量の削減目標」に、C O₂及びその他ガスの内訳及び目標値における吸収量の扱いに関する記載を追加した。
- ・ 「家庭部門」に、Z E H等の促進及び脱炭素型ライフスタイルへの転換を進める具体的な取組に関する記載を追加した。

- ・ 「再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進」に、大規模な太陽光発電の設置に伴う開発への対応及び熱需要の脱炭素化に関するコラムを追加した。
- ・ 「地球温暖化対策教育」に、環境学習の内容に関する記載を追加した。
- ・ 長期目標の達成に向けた「基本的な考え方」に、新たな技術開発の成果の普及等について積極的に検討していく旨の記載を追加した。

(3) 第3章 適応策（地球温暖化への適応を図るための取組）

- ・ 「施策の方向性」に、県内における気候変動の影響の調査に関する記載を追加した。

(4) 第4章 計画の推進

- ・ 「計画の見直し」に、全面的な見直しを待つことなく、実施可能な施策については、着実に取り組んでいく旨の記載を追加した。

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 計画改定

《参考資料1》

神奈川県地球温暖化対策計画改定案

VI 神奈川県環境基本計画進捗状況点検について

神奈川県環境基本計画は、本県における環境政策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

このたび、県として2020（令和2）年度の施策の進捗状況等を自己評価するとともに、その結果について、神奈川県環境審議会の検証を経て「神奈川県環境基本計画進捗状況点検報告書」として取りまとめたので、概要を報告する。

1 計画の進捗状況

(1) 環境審議会による評価

ア 総括

環境基本計画に位置付けた重点施策の数値目標の進捗について、県による自己評価は妥当である。全体としては、施策は概ね順調に進んでいると評価するが、重要な分野で遅れがあるなど、より一層の取組の充実強化が望まれる。

(参考) 重点施策の進捗状況一覧（県による自己評価）

中柱	重点施策	評価
地球温暖化	事業者による自主的な取組等の促進	遅れています（※）
	再生可能エネルギー等の導入加速化	やや遅れています（※）
	安定した分散型電源の導入拡大	
資源循環	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	遅れています（※）
	廃棄物の適正処理の推進	遅れています（※）
自然環境	地域の特性に応じた生物多様性の保全	遅れています
	自然が持つ水循環機能の保全・再生	概ね順調に進んでいます
生活環境	微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進	順調に進んでいます
	水質保全対策の推進	順調に進んでいます（※）
	化学物質に係る環境保全対策の推進	順調に進んでいます（※）
	農林水産業の振興を通じた環境への配慮	順調に進んでいます
人材・技術	環境学習・教育の推進	順調に進んでいます
	環境にやさしい暮らしの促進	順調に進んでいます

備考1 （※）の評価については、2020年度実績を現在取りまとめ中のため、暫定的な評価になる。今後、実績が確定した段階で改めて評価を見直す。

備考2 評価の基準は、次の分類を基本としている。

「順調に進んでいます」：目標を達成しているもの（見込みを含む。以下同じ）

「概ね順調に進んでいます」：目標は達成していないが、実績値が基準値の水準を上回っているもの

「やや遅れています」：目標は達成していないが、基準値の水準が維持されているもの

「遅れています」

：目標を達成しておらず、実績値が基準値の水準を下回っているもの

イ 中柱ごとの評価

全ての中柱について、県による自己評価は妥当である。

(2) 中柱ごとの県による自己評価

ア 地球温暖化への対応

(ア) 施策の取組内容

- ・ 神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度を着実に運用するとともに、中小規模事業者への省エネルギー対策の支援を実施し、事業者による自主的な取組等を促進した。
- ・ 住宅の省エネルギー化の促進や省エネルギー性能に優れた家電製品への買替の促進等、家庭における省エネルギーの普及啓発を企業等と連携して実施した。
- ・ 太陽光発電やガスコージェネレーション、水素ステーション、蓄電池の導入支援等により、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入拡大に向けた取組を進めた。
- ・ 気候変動の影響及び気候変動適応の取組について、高校生向けの動画教材を作成し、気候変動に関する理解促進を図るとともに、気候変動の影響について、ヒアリングによる調査を実施した。

(イ) 重点施策の数値目標の進捗状況（実績値は別紙のとおり）

「事業者による自主的な取組等の促進」は、遅れている。「再生可能エネルギー等の導入加速化」及び「安定した分散型電源の導入拡大」は、やや遅れている。

(ウ) その他の施策の進捗状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施件数が減少した施策が一部あったが、着実に取組が進んでいる。

(エ) 対応の方向性

- ・ 業務部門においては、事業活動温暖化対策計画書制度の見直し等を引き続き検討するとともに、企業における再エネ電力の利用拡大に向けた取組を進める。
- ・ 家庭部門においては、住宅の省エネルギー化や省エネルギー性能に優れた家電製品への買替を促進するとともに、家庭における再エネ電力の利用拡大に向けた取組を進める。
- ・ 太陽光発電やZEH等の有用性のPRや導入に対する支援、燃

料電池自動車（FCV）や蓄電池等の導入拡大に向けた取組を進める。

- ・ 県気候変動適応センターにおける情報発信を充実・強化するとともに、各分野での適応策を進める。

イ 資源循環の推進

(ア) 施策の取組内容

- ・ 一般廃棄物の3Rの推進のため、県民への普及啓発、事業者への支援及び市町村と連携した取組を進めた。
- ・ 「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同する企業等の募集やワンウェイプラスチックの削減に向けた普及啓発を実施した。
- ・ 産業廃棄物については、多量排出事業者における3Rの促進に向けた廃棄物自主管理事業を実施したほか、排出事業者向けのプラスチックリサイクルに関するリーフレットを作成した。
- ・ 廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び処理事業者への指導や、県民、事業者、市町村等と連携・協力した不法投棄・不適正保管対策を推進した。

(イ) 重点施策の数値目標の進捗状況（実績値は別紙のとおり）

「産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進」及び「廃棄物の適正処理の推進」とともに、遅れている。

(ウ) その他の施策の進捗状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施件数が減少した施策が一部あったが、着実に取組が進んでいる。

(エ) 対応の方向性

- ・ 一般廃棄物については、ワンウェイプラスチックの削減や食品ロス削減に関する普及啓発等に取り組む。
- ・ 産業廃棄物については、製造業における再生利用率を向上させるため、廃プラスチック類のリサイクルシステムの紹介等により、事業者における自主的な取組を促進する。
- ・ 廃棄物の適正処理の推進については、関係業界等に向けて排出者責任の周知を行うとともに、不法投棄等残存量の削減に向けて、引き続き監視パトロールや既存事案の改善指導を進める。

ウ 自然環境

(ア) 施策の取組内容

- ・ かながわ生物多様性計画に基づき、県内各地域の特性に応じた

生物多様性の保全を進めた。

- ・ 第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、森林整備等の取組を進めた。
- ・ 第4次ニホンジカ管理計画及び第4次ニホンザル管理計画に基づき、個体数調整等に取り組んだ。
- ・ 第3期丹沢大山自然再生計画5か年計画に基づき、植生保護柵の設置、ニホンジカの捕獲、ブナハバチの防除試験を組み合わせたブナ林再生事業を推進した。
- ・ 生物多様性に関する情報の収集・発信をするとともに、専門アドバイザーの派遣等により、生物多様性の理解と保全行動を促進した。

(イ) 重点施策の数値目標の進捗状況（実績値は別紙のとおり）

「地域の特性に応じた生物多様性の保全」は、遅れている。「自然が持つ水循環機能の保全・再生」は、概ね順調に進んでいる。

(ウ) その他の施策の進捗状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施件数が減少した施策が一部あったが、着実に取組が進んでいる。

(エ) 対応の方向性

- ・ ブナ林等の保全・再生、植生保護柵の設置等による林床植生の回復、野生鳥獣の個体数調整や生息環境整備等の取組を進める。
- ・ 第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水源環境の保全・再生に取り組む。
- ・ 生物多様性に関する情報を収集して発信するとともに、専門アドバイザーや観察会の開催等により、引き続き、生物多様性の理解と保全行動の促進に取り組む。

エ 生活環境の保全

(ア) 施策の取組内容

- ・ 自動車排出ガス総量削減対策として、旧式ディーゼル車の運行規制をはじめとした神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画に基づく取組を進めた。
- ・ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策として、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策等の取組を行うとともに、PM_{2.5}の高濃度予報を継続し、PM_{2.5}の構成成分や発生源解析についての研究に取り組んだ。

- ・ 光化学オキシダント対策として、原因物質の一つであるVOCを排出する事業者に対して、VOCの排出削減に向けた自主的な取組の促進を継続して行った。
- ・ 河川及び地下水の状況を水質調査によって把握し、関係法令に基づいて工場・事業場に対して指導を行うなど、着実に取組を進めた。
- ・ 水域や大気中における化学物質の実態調査を行うとともに、法令に基づく届出から実態の確実な把握に努めた。
- ・ 水産資源の調査やそれらの情報提供等により、水産資源の適正管理を促すとともに、林業、畜産業においても環境に配慮した事業活動を支援した。

(イ) 重点施策の数値目標の進捗状況（実績値は別紙のとおり）

「微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進」、「水質保全対策の推進」、「化学物質に係る環境保全対策の推進」及び「農林水産業の振興を通じた環境への配慮」の全てにおいて、順調に進んでいる。

(ウ) その他の施策の進捗状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施件数が減少した施策が一部あったが、着実に取組が進んでいる。

(エ) 対応の方向性

- ・ PM2.5について、環境基準の達成を維持できるよう、引き続き工場・事業場からのVOC排出抑制対策の推進や自動車排出ガス対策等の取組を進めるとともに、その生成機構について調査研究を進める。
- ・ 光化学オキシダントについて、周辺自治体と連携してVOC排出抑制対策を行うとともに、生成機構をより詳細に把握するため、シミュレーションを用いた調査研究を進める。
- ・ 東京湾には周辺都縣市からの生活排水も流入していることから、九都縣市等の広域連携により、生活排水由来の汚濁物質の削減対策を進める。
- ・ 化学物質対策については、事業者による自主的な化学物質の排出抑制が順調に成果を上げているため、一層の取組を進める。
- ・ 農林水産業の振興については、環境への配慮が順調に進んでいることから、今後も一層の取組を進める。

オ 人材の育成と協働・連携の推進、カ 技術力の活用

(ア) 施策の取組内容

- ・ 環境学習・教育の取組は、学校において様々な形で実施されており、環境問題に対して主体的に行動できる人材の育成等に取り組んだ。
- ・ 環境技術の進展に向け、県の試験研究機関において、地域の課題を踏まえた調査・研究の推進や研究成果の発信等、様々な取組を進めた。
- ・ 官民の協働・連携による環境保全や九都県市等との連携により、県域を越えた広域的な課題への取組を進めた。

(イ) 重点施策の数値目標の進捗状況（実績値は別紙のとおり）

「環境学習・教育の推進」及び「環境にやさしい暮らしの促進」とともに、順調に進んでいる。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、伸び率は鈍化している。

(ウ) その他の施策の進捗状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施件数が減少した施策が一部あったが、着実に取組が進んでいる。

(エ) 対応の方向性

- ・ 環境学習や環境教育においては、ニーズに合った内容や方策を検討し、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、学校や地域において更に取組が進むよう支援する。
- ・ マイエコ10（てん）宣言については、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが減少する中でも、宣言者数の増加を図る方策を検討するとともに、環境にやさしい活動への意識が一層県民に浸透するよう、引き続き取組を進める。
- ・ 技術力の活用については、引き続き、企業間連携等の促進、県の試験研究機関における調査研究結果の発信により、多様な技術が環境問題の解決に活用されていくよう取組を進める。

2 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 進捗状況点検報告書の県民意見募集

5月 県民意見募集結果の公表

《参考資料2》

神奈川県環境基本計画進捗状況点検報告書2020（令和2）年度実績

重点施策の数値目標の進捗状況

施策の分野 1 持続可能な社会の形成

ア 地球温暖化への対応

(ア) 地域からの地球温暖化対策の推進

【重点施策】事業者による自主的な取組等の促進

【設定目標】大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				66%	68%	70%	72%	74%
実績	61.1%	66.7%	61.3%	63.8%	58.1%	52.9%	55.9%	2022年4月 把握予定

(イ) 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進

【重点施策】再生可能エネルギー等の導入加速化、安定した分散型電源の導入拡大

【設定目標】県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				15.5%	17.4%	19.6%	22.1%	25%
実績	11.5%	12.4%	13.8%	13.5%	13.3%	15.7%	18.6%	2021年度中 把握予定

イ 資源循環の推進

(ア) 資源の循環的利用の推進

【重点施策】産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

【設定目標】製造業における産業廃棄物の再生利用率

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				46%	47%	48%	49%	50%
実績	45.1%	26.3%	43.4%	37.7%	38.1%	37.4%	37.9%	2022年3月 把握予定

(イ) 適正処理の推進

【重点施策】 廃棄物の適正処理の推進

【設定目標】 不法投棄等残存量

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少
実績	12.8万t	12.7万t	12.7万t	14.1万t	14.6万t	21.3万t	21.9万t	2021年度中 把握予定

施策の分野2 豊かな地域環境の保全

ア 自然環境の保全

(ア) 生物多様性の保全

【重点施策】 地域の特性に応じた生物多様性の保全

【設定目標】 里地里山の保全活動に取り組んだ人数

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			4,800人	4,900人	5,000人	5,100人	5,200人
実績	4,599人	5,365人	4,812人	4,969人	5,089人	5,017人	2,788人

(イ) 水源環境の保全・再生の推進

【重点施策】 自然が持つ水循環機能の保全・再生

【設定目標】 水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			84%	87%	90%	92%	95%
実績	78%	80%	82%	87%	89%	90%	90%

イ 生活環境の保全

(ア) 大気環境保全対策の推進

【重点施策】 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進

【設定目標】 PM_{2.5}の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	15.0 μg/m ³	13.8 μg/m ³	12.0 μg/m ³	11.8 μg/m ³	11.9 μg/m ³	10.2 μg/m ³	9.7 μg/m ³

(イ) 水環境保全対策の推進

【重点施策】 水質保全対策の推進

【設定目標】 東京湾へのCOD、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績								
COD (t/日)	23	22	22	22	22	22	21	2022年3月 把握予定
窒素 (t/日)	27	26	26	26	26	26	25	
りん (t/日)	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0	2.0	1.9	

(ウ) 化学物質対策の推進

【重点施策】 化学物質に係る環境保全対策の推進

【設定目標】 化学物質の環境への届出排出量

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	5,773t	5,542t	5,552t	5,457t	5,379t	5,363t	4,791t	2022年4月 把握予定

(エ) 環境に配慮した農林水産業の推進

【重点施策】農林水産業の振興を通じた環境への配慮

【設定目標】新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの
累計人数

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			15人	30人	45人	60人	75人
実績	13人	23人	19人	48人	59人	82人	102人

注) 2014～2016年度は単年度実績

2017年度以降は2016年度からの累計実績

施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携

ア 人材の育成と協働・連携の推進

(ア) 環境学習・教育の推進と基盤づくり

【重点施策】環境学習・教育の推進

【設定目標】NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の
累計受講者数

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			6,000人	12,000人	18,000人	24,000人	30,000人
実績	5,174人	6,858人	8,066人	15,814人	24,000人	31,416人	34,146人

注) 2014～2016年度は単年度実績

2017年度以降は2016年度からの累計実績

(イ) 環境にやさしい活動の推進

【重点施策】環境にやさしい暮らしの促進

【設定目標】マイエコ10(てん)宣言の宣言者数(個人累計)

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			17万人	19万人	21万人	23万人	25万人
実績	123,940人	140,505人	173,979人	193,994人	306,099人	334,665人	342,859人

Ⅶ 東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画 (神奈川県) 素案について

水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づき、令和4年1月24日付けで環境大臣から、水質総量削減の基本的事項について、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）」（以下「総量削減基本方針」という。）が新たに示された。

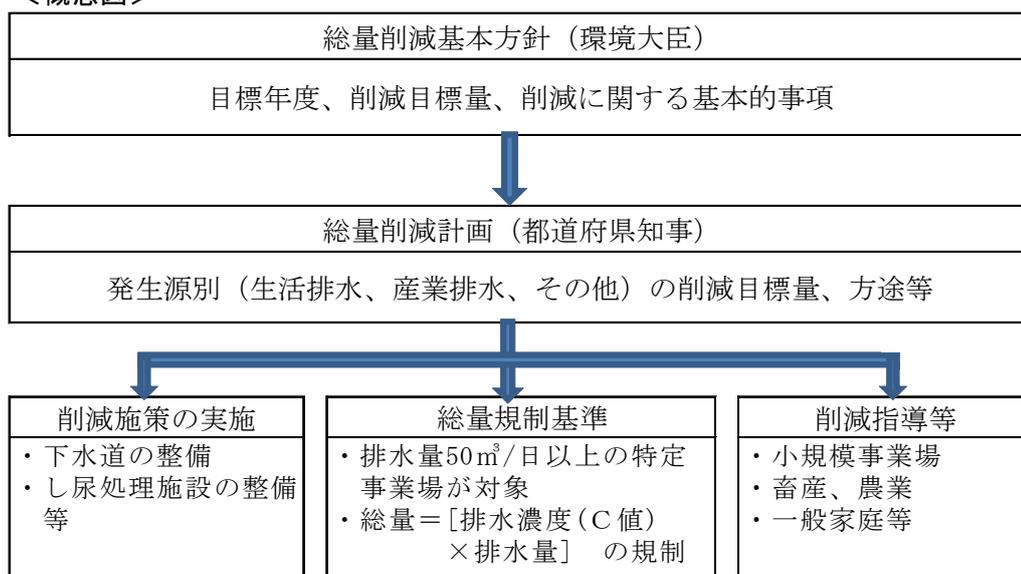
これに基づき、県では「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画（神奈川県）」（以下「第9次総量削減計画」という。）の素案を取りまとめたので報告する。

1 水質総量削減制度の概要

水質総量削減制度は、人口、産業が集中し汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質を改善するため、指定地域（東京湾の指定地域は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各一部）からその水域に流入する汚濁物質の総量を削減するための制度である。

この制度は昭和53年の法改正によって導入され、以後、神奈川県では概ね5年ごと8次にわたり総量削減計画を策定し、対策を実施してきた。現在、総量削減の指定項目としては、化学的酸素要求量（以下「COD」という。）、窒素及びりんが指定されている。

<概念図>



2 第9次総量削減計画素案の概要

本県の総量削減計画は、法の規定により国が示した総量削減基本方針に基づき、指定地域である川崎市全域並びに、横浜市、横須賀市及び三浦市の各一部を対象として、COD等の削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

(1) 削減目標量

総量削減基本方針に示された都県別の削減目標量に基づき、発生源別の削減目標量を設定する。削減目標量とは、削減のための対策を講じた場合の目標年次（令和6年度）におけるCOD等の発生量をいう。

(トン/日)

発生源	COD		窒素		りん	
	R6年度 発生量 (目標)	R1年度 発生量 (実績)	R6年度 発生量 (目標)	R1年度 発生量 (実績)	R6年度 発生量 (目標)	R1年度 発生量 (実績)
生活排水	11	11	13	13	1.1	1.1
産業排水	6	6	7	7	0.3	0.3
その他	4	4	5	5	0.4	0.5
合計	21	21	25	25	1.8	1.9

(2) 削減目標量の達成のための方途

東京湾の水質を改善するため、関係市等と協力・連携し、次の方途により、COD、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量の達成を図る。

なお、東京湾では一定の改善が進んでいることから、これまでの取組の継続が基本となる。

ア 生活排水対策

下水道の整備や浄化槽の適正管理など、これまでの取組を継続する。

イ 産業排水対策

法の排水規制を受ける排水量50m³/日以上の特定期間特定事業場について、環境省告示に基づき適切な総量規制基準を定め、汚濁負荷量を削減する。

ウ その他の汚濁発生源に係る対策

農地や家畜排せつ物由来の負荷削減対策について、これまでの取組を継続する。

(3) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

砂浜、藻場等の再生・保全、水質汚濁の監視体制の維持、総量削減についての情報発信、普及啓発等についてこれまでの取組を継続する。

3 今後の予定（スケジュール）

令和4年3月	神奈川県環境審議会にて計画素案を審議、答申
5月	環境大臣との事前調整 計画素案の県民意見募集
6月	関係市長への意見聴取 環境農政常任委員会へ計画案を報告
8月	環境大臣との協議
9月	総量削減計画の公告、総量規制基準の告示

《参考資料3》

東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画（神奈川県）素案

■ 総量削減計画に基づく本県におけるこれまでの取組

第8次総量削減計画の目標年度である令和元年度において、CODについては制度が導入された昭和54年度と比較して約7割、窒素及びりんについては平成11年度と比較して約4割、それぞれ汚濁負荷量は大幅に削減されている。

(図1)

制度導入後の環境基準達成率の推移を見ると、CODについてはほぼ横ばい、窒素及びりんについては緩やかな改善傾向が見られる。(図2～4)

本県の指定地域・水域



図1 本県のCOD等の汚濁負荷量

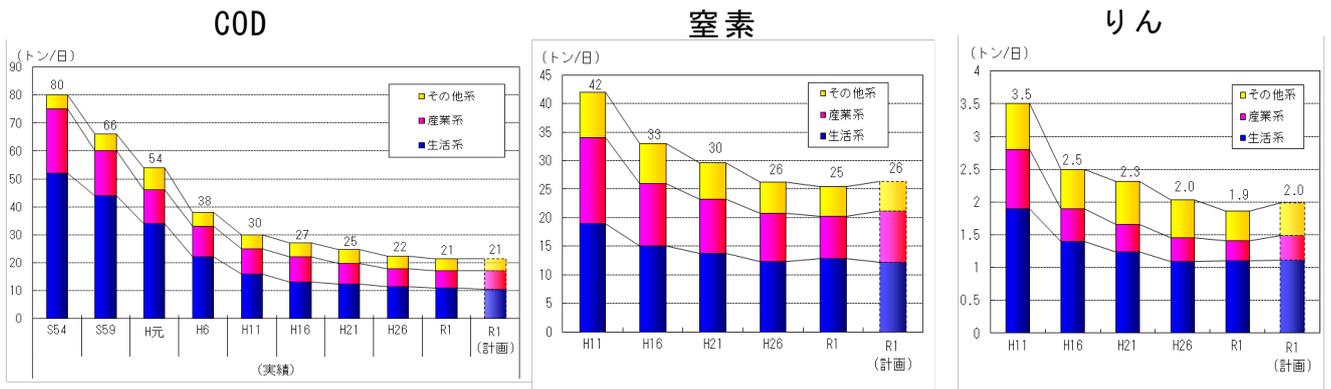


図2 東京湾におけるCODの環境基準達成率の推移

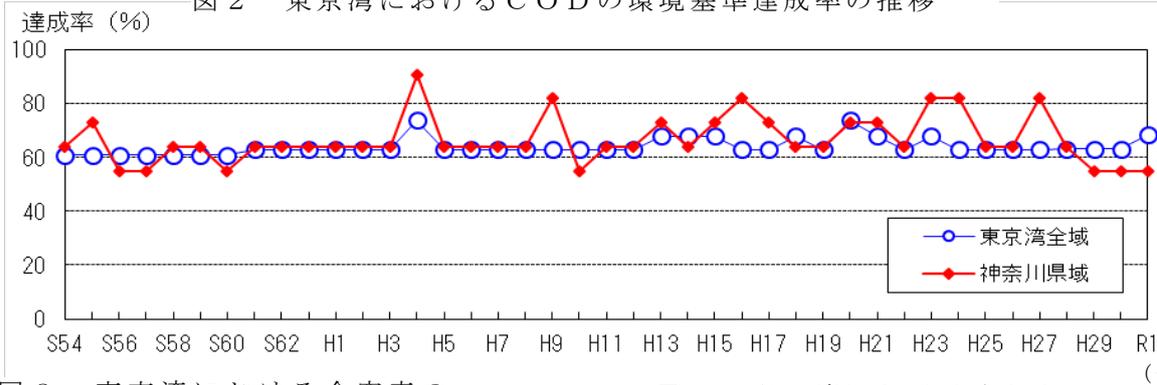


図3 東京湾における全窒素の環境基準達成率の推移

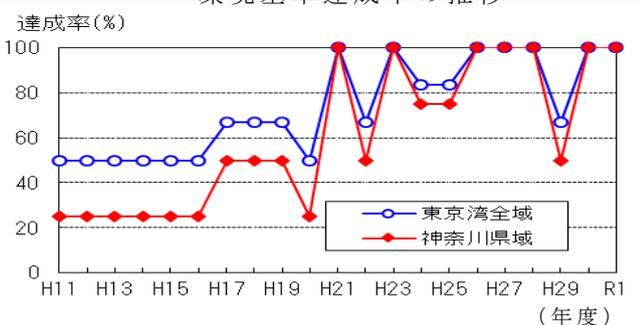
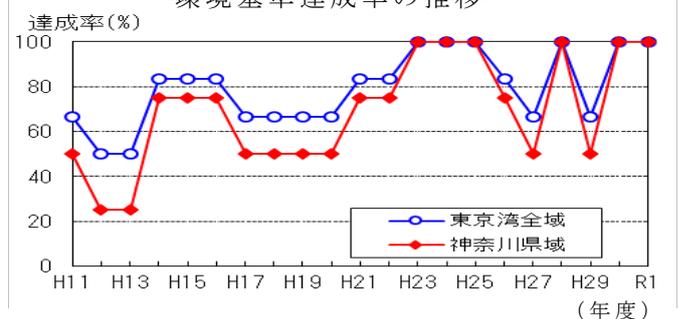


図4 東京湾における全りんの環境基準達成率の推移



Ⅷ 神奈川県循環型社会づくり計画の改定案について

県では、ごみ処理広域化・集約化について、国の通知により、今年度末までの計画の作成が求められていることから、「神奈川県循環型社会づくり計画」（以下「循環型計画」という。）の改定に取り組んでおり、令和3年9月の当常任委員会に改定素案を報告した。

このたび、改定素案に対する県民意見募集や市町村等への意見照会、環境審議会での審議を経て、改定案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和3年9月30日～10月29日

イ 意見募集の周知

- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、資源循環推進課等
- ・ 県のホームページによる情報提供

(2) 市町村等への意見照会

令和3年9月30日～10月14日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 28件（県民11件、市町村等17件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村等	合計
(ア) 見直しの背景等	0件	0件	0件
(イ) 計画期間の延長について	4件	0件	4件
(ウ) ごみ処理広域化・集約化計画について	7件	16件	23件
(エ) その他	0件	1件	1件
合 計	11件	17件	28件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村等	合計
(ア) 改定案に反映した（している）意見	3件	17件	20件
(イ) 今後の取組の参考とする意見	8件	0件	8件
(ウ) 改定案に反映できない意見	0件	0件	0件
(エ) その他	0件	0件	0件
合 計	11件	17件	28件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 改定案に反映した（している）意見

- ・ 気候変動対策は重要であり、二酸化炭素の発生量を減らすには、燃やされるごみの量を減らすことが大切だと思うので、その対策も進めてほしい。

(イ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ ごみの3Rのうち、一番重要なことは、まずはごみを出さないこと。家庭や事業系からどのようなごみがたくさん出ていて、それを減らすためには、どうすればよいのかを検証してほしい。
- ・ 実態を正確に把握できなければ、適切な対策は立てられない。また、その対策が適切で計画どおり進んでいるかを確認するための目標自体も見直し、検討する必要がある。
- ・ 全世界的に海洋プラスチック問題への対応が求められているので、計画の全面改定時には、計画に入れてほしい。
- ・ 令和3年6月に「プラスチック資源循環促進法」が制定され、プラスチック全般がリサイクルされることになった。このリサイクルを推進するためには、資源化施設の整備を進めるべき。

2 素案からの主な変更箇所

(1) 「Ⅱ 計画期間の延長について」

- ・ 「1 計画期間」について、現行計画の施策の大柱を明記した。具体的には、「現行計画の施策の大柱である『資源循環の推進』、『適正処理の推進』及び『災害廃棄物対策』に引き続き取り組みます。」とした。
- ・ 「2 計画目標」について、2023（令和5）年度の計画目標の欄外に次のとおり追記した。

「目標値を達成した施策については、目標値を据え置いたまま、さらなる推進に努めていくこととする。」

(2) 「Ⅲ ごみ処理広域化・集約化について」

- ・ 「(1) 計画策定の趣旨」について、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」策定の主な背景のひとつは、気候変動対策であることから、次のとおり追記した。

「この間、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量が大幅に削減され、循環型社会の実現に向けた3Rを推進するための法制度の整備が進められたことにより、ごみ排出量が減少しました。また、廃棄物部門においても気候変動対策としてCO₂排出削減に取り組む必要性が高まる等、ごみ処理広域化を取り巻く状況は大きく変化してきました。」

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 循環型計画一部改定

令和5年度 循環型計画全面改定（予定）

《参考資料4》

神奈川県循環型社会づくり計画の期間の延長及び「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」（案）

《参考資料5》

広域化ブロックにおける廃棄物処理体制

Ⅸ 神奈川県食品ロス削減推進計画案について

県では、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項の規定に基づく都道府県食品ロス削減推進計画として、「神奈川県食品ロス削減推進計画」の策定に取り組んでおり、令和3年9月の当常任委員会に素案を報告した。

このたび、素案に対する県民募集意見や市町村等への意見照会、環境審議会での審議を経て、計画案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和3年9月30日～10月29日

イ 意見募集の周知

- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、資源循環推進課等
- ・ 県のホームページによる情報提供

(2) 有識者・市町村への意見照会

有識者 令和3年7月21日～8月6日

市町村 令和3年7月9日～7月26日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数

63件（県民 21件、有識者 25件、市町村 17件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	有識者	市町村	合計
(ア) 計画全般について	4件	7件	2件	13件
(イ) 計画目標について	2件	0件	3件	5件
(ウ) 施策事業について	15件	18件	12件	45件
(エ) その他	0件	0件	0件	0件
合 計	21件	25件	17件	63件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	有識者	市町村	合計
(ア) 計画案に反映した（している）意見	17件	18件	7件	42件
(イ) 今後の取組の参考とする意見	4件	4件	2件	10件
(ウ) 計画案に反映できない意見	0件	1件	3件	4件
(エ) その他	0件	2件	5件	7件
合 計	21件	25件	17件	63件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画案に反映した（している）意見

- ・ 単に食べ物を無駄にしない意識や「もったいない」という意識だけでなく、食品ロスを減らさないと将来、自分たちにどういう問題が出てくるといったことを伝えたほうがよい。
- ・ 計画は作るだけでは意味がないので、進行管理をして、計画どおりに進んでいない場合は、その検証を行い、改善しながら食品ロスの削減を進めてほしい。
- ・ 食品ロスの発生量が多い、外食産業の対策に最も力を入れるべき。
- ・ 消費者意識の変革が不可欠であり、食品の無駄遣いを減らす取組を小売業者や外食事業者とともに、行政が先頭に立って、啓発・推進していくべき。
- ・ 県民に分かりやすく伝え、県民一人ひとりが、この現状に危機感を抱き、日常生活の中で、「無理せず」「楽しくできる」食品ロス削減活動に取り組むことが大切だと考える。
- ・ スーパーから生鮮食料品の廃棄物が多く出ていると思うので、廃棄する前に値引き販売するよう、県から小売店に働きかけるべき。
- ・ 学校教育を通じた意識啓発は、子どもからその家庭への浸透も含めて有効だと思う。

(イ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 神奈川県は全国の中でも、食品ロスの発生量が非常に多いので、率先して削減を進める意味でも、もっと削減目標を高くすべき。

2 素案からの主な変更箇所

(1) 第1章 計画策定の趣旨等

- ・ 第1節「計画策定の趣旨」について、食品ロスによる地球温暖化等の影響を追記するとともに、食品ロスに係る本県の状況に係る記載を修正した。

(2) 第2章 食品ロスの現状と課題

- ・ 第2節「神奈川県における食品ロスの状況」について、事業系食品ロス発生量の表に、業種ごとの主な発生要因を追記した。

(3) 第3章 計画の目指す姿と施策の方向性

- ・ 第1節「計画の目指す姿（基本目標）」及び第2節「施策の方向性」について、食品ロスによる地球温暖化等への影響を追記した。

(4) 第4章 食品ロスの削減目標

- ・ 第2節「削減目標」について、数値の取扱いを整理し、基準年「93g」、目標年「46g」に修正した。

(5) 第5章 推進施策

- ・ 第1節「教育及び学習の振興・普及啓発等」について、ナッジの手法等を活用して取り組むことを追記した。また、食品ロスを削減する取組が、地球温暖化の抑制等につながるという意識啓発を行うことを追記した。

(6) 第6章 各主体の役割

- ・ 第5節「行政の役割」について、県及び市町村の役割を整理して記載するとともに、県の役割に、各主体のネットワークの構築及び連携の推進を追記した。

(7) 第7章 計画の推進

- ・ 第2節「計画の進行管理」について、毎年度把握する目標の達成状況及び施策の実施状況を県ホームページだけでなく、県の広報媒体等を利用して、広く広報することを追記した。

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 計画策定

《参考資料6》

神奈川県食品ロス削減推進計画（案）

X 第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画案について

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に基づき策定している第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画（以下「第12次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が令和3年10月に変更されたことを受けて、第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の策定に取り組んでおり、素案について令和3年12月の当常任委員会に報告した。

このたび、素案に対する県民意見募集、市町村への意見照会結果を踏まえて、計画案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集等の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和3年12月15日～令和4年1月14日

イ 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブへの情報提供
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、自然環境保全課等
- ・ 県のホームページによる情報提供

(2) 市町村への意見照会

令和3年12月15日～令和4年1月14日

(3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 38件（県民5件、市町村33件）

イ 意見の内訳

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 保護について	1件	1件	2件
(イ) 管理について	0件	15件	15件
(ウ) その他	4件	17件	21件
合 計	5件	33件	38件

ウ 意見の反映状況

区 分	県民	市町村	合計
(ア) 計画案に反映した（している）意見	0件	14件	14件
(イ) 今後の取組の参考とする意見	2件	0件	2件
(ウ) 計画案に反映できない意見	0件	17件	17件
(エ) その他	3件	2件	5件
合 計	5件	33件	38件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 計画案に反映した（している）意見

- ・ 「わなの構造に関する基準」について、「ツキノワグマやカモシカ等」の「等」は、ツキノワグマ及びカモシカ以外の何を想定しているのか不明である。何が該当するのか具体的に列記するか、「等」を削るべきである。
- ・ 「錯誤捕獲の防止」について、「ツキノワグマやカモシカ等」の「等」は、ツキノワグマ及びカモシカ以外の何を想定しているのか不明である。何が該当するのか具体的に列記するか、「等」を削るべきである。
- ・ ニホンジカについては、原則として数の調整での対応となっているが、個人も許可対象となる有害鳥獣の捕獲許可での柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ 鳥獣の市街地出没対応について、昨年度、イノシシの市街地出没対応ガイドライン（案）について照会があったが、当該ガイドラインによる対応という旨の記載はしないのか。

(イ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 「参考資料4 狩猟鳥獣48種」に、ヤマドリ・ヤマシギ・タシギ・ニューナイスズメ・キツネ・イタチ・ツキノワグマの神奈川県レッドデータ生物調査報告書（平成18年7月発行）で絶滅危惧種又は希少種に指定されている7種が、なぜ含まれているのか。

(ウ) 計画案に反映できない意見

- ・ 「錯誤捕獲の実態の報告」について、報告を求めるのであれば、錯誤捕獲を防止する県内基準を提示してほしい。
- ・ 「特定計画の作成に関する方針」の「関係する都県と協議・調整を行う。」の箇所については、本市におけるニホンザルが想定され、担当者レベルで他都県の市町村と情報交換を定例的に開催することで調整が取れていることから、関連市町村も含めた形

にしてほしい。

(エ) その他

- ・ 傷病野生動物を捕獲するカゴの貸し出しや、捕獲のノウハウ・注意点を広めることをしてほしい。
- ・ 麻酔銃等を取り扱える事業者等と県が契約し、市街地近辺へ有害鳥獣が出没した際には即応できる体制を検討してほしい。
- ・ 「感染症への対応」について、「捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める」は、捕獲強化の具体策が文章上明確になっておらず、この捕獲強化が感染収束につながるのか疑問である。

2 素案からの主な変更箇所

- ・ 「わなの構造に関する基準」の「ツキノワグマやカモシカ等」については、現時点ではツキノワグマ及びカモシカ以外の鳥獣種として「等」に含めるものを想定していないことから「等」を削除した。
- ・ 「錯誤捕獲の防止」の「ツキノワグマやカモシカ等」については、鳥獣種を限定するものではないため、基本指針の表現を活かしつつ、「ツキノワグマやカモシカ等（捕獲を意図しない鳥獣種）」に修正した。
- ・ 市街地出没については、「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」に基づき対応することを追記した。

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 計画策定

《参考資料7》

第13次神奈川県鳥獣保護管理事業計画（案）

XI かながわスマート農業・水産業推進プログラムの案について

都市近郊で営まれる本県農水産業の特性に適したスマート技術の研究、実証、普及を推進するための指針として、「かながわスマート農業・水産業推進プログラム」を策定することとし、令和3年12月の当常任委員会に素案を報告した。

このたび、市町村、関係団体及び当常任委員会からの意見を踏まえて、案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する意見照会の結果

(1) 市町村、関係団体への意見照会

ア 対象

市町村、農業・水産業関係団体（24団体）

イ 書面による意見照会

令和3年11月9日～12月6日

ウ オンライン説明会の開催

令和3年11月24日・26日

(2) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数

9件（市町村 3件、関係団体 6件）

イ 意見の内訳

区 分	市町村	関係団体	合計
(ア) プログラム全般について	1件	2件	3件
(イ) 導入技術について	1件	4件	5件
(ウ) その他	1件	0件	1件
合 計	3件	6件	9件

ウ 意見の反映状況

区 分	市町村	関係団体	件数
(ア) 案に反映した（している）意見	2件	2件	4件
(イ) 今後の取組の参考とする意見	1件	4件	5件
(ウ) 案に反映できない意見	0件	0件	0件
(エ) その他	0件	0件	0件
合 計	3件	6件	9件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 案に反映した（している）意見

- ・ ウィズコロナ時代への対応のためにスマート化が必要とあるが、どのような効果があるのか具体的に記載してほしい。
- ・ 導入する環境制御装置に、CO₂削減効果のあるヒートポンプを追加してほしい。

(イ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ スマート技術の導入推進にあたり、補助事業の創設を検討してほしい。
- ・ 異常気象への対応として、果樹でも環境モニタリング機器の導入を進めてほしい。
- ・ 技術継承システムの導入について積極的に取り組んでほしい。

2 令和3年第3回定例会（12月）環境農政常任委員会における意見

鳥獣被害対策の位置付けを明確にし、自動捕獲装置などの技術の導入方針について記載すべき。

3 素案からの主な変更箇所

(1) 鳥獣被害対策の位置付け

- ・ 「6 技術分野別の推進方針と今後5年間のロードマップ」の「(1) 農業（耕種農業）」の「ウ ドローン（マルチローター）関連技術」から鳥獣被害軽減対策を削除し、新たに「エ 鳥獣被害対策関連技術」を追加した。
- ・ 「エ 鳥獣被害対策関連技術」に、「ドローン」、「通信機能付き自動撮影カメラ・AI画像識別」及び「ICTわな」を追加し、期待される効果、導入の現状と課題、研究・実証・普及の方向とともに、今後5年間の導入のロードマップを記載した。

(2) その他の変更点

- ・ 「1 趣旨」に、ウィズコロナ時代への対応に期待できる効果として、生産・流通過程での接触機会の低減に対応する必要がある旨を記載するとともに、「6 (1) オ 生産・経営管理システム、技術継承システム、情報受発信・流通関連技術」に、情報受発信技術の導入による外食需要の落ち込みに対応する多様な販路の確保の効果について記載した。
- ・ 「6 (1) ア 環境モニタリング・制御関連技術」のロードマップ

のうち、環境制御装置にヒートポンプを追加した。

- ・ 「6（2）農業（畜産業）イ ロボット関連技術」のロードマップのうち、導入技術に養豚を対象とした体重推定装置を追加した。
- ・ 「6（3）水産業イ ロボット・省力化機械関連技術」において、水中ドローンに加え、空中ドローンの活用も想定する記載とした。

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 策定

《参考資料8》

かながわスマート農業・水産業推進プログラム（案）

XII 足柄上郡の豚飼養施設における豚熱疑似患畜発生に伴う対応について

令和3年12月25日、足柄上郡の豚飼養施設で発生した豚熱疑似患畜の対応について報告する。

1 疑似患畜が確認された豚飼養施設

所在地 : 足柄上郡
経営形態 : 外部から豚を導入
殺処分頭数 : 豚5頭 (疑似患畜)

2 防疫活動の経緯

令和3年

- 12月22日 当該施設が、宮城県の豚飼養施設から豚5頭を導入
12月25日 宮城県の豚飼養施設が飼養する豚で豚熱の疑いがあり、検査の結果、豚熱の患畜と判定された場合は、導入した5頭が疑似患畜と判定される可能性があったことから、知事を本部長とする神奈川県危機管理対策本部を設置
宮城県での豚熱患畜発生に伴い、5頭を疑似患畜と決定5頭の殺処分と施設の消毒等、防疫措置を同日中に完了
なお、当該施設は、他に4頭の豚を飼養していたが、疑似患畜となった豚とは隔離し、飼養していた実態などを踏まえ、国と協議した結果、4頭は殺処分とせず、施設外への移動を禁止し、防疫措置完了の翌日から28日間、異状の有無を経過観察
12月28日 県の家畜防疫員同行のもと、疑似患畜の死体等汚染物品を焼却

令和4年

- 1月24日 当該施設で飼養されていた4頭の豚に異状がなく、県下の全ての豚飼養施設で異状のないことを同日までに確認したことから、神奈川県危機管理対策本部を廃止

3 防疫体制について

当該施設管理者が、自ら疑似患畜を殺処分の上、死体等汚染物品を焼却
県は、殺処分を含む防疫措置について、指導を実施

XIII かながわ水産業活性化指針の改定案について

平成28年3月に策定した、「かながわ水産業活性化指針」（以下「指針」という。）が、中間年の5年を経過したことから期中改定に取り組んでおり、改定素案について令和3年9月の当常任委員会に報告した。

このたび、改定素案に対する県民意見募集や水産審議会及び海区漁業調整委員会での審議を経て、改定案を取りまとめたので報告する。

1 素案に対する県民意見募集の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和3年12月20日～令和4年1月20日

イ 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブへの情報提供
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、水産課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ 漁業関係団体、市町村への情報提供

(2) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 1件

イ 意見の内訳

区 分	件数
(ア) 指針全般について	0件
(イ) 施策について	1件
(ウ) その他	0件
合 計	1件

ウ 意見の反映状況

区 分	件数
(ア) 改定案に反映した（している）意見	1件
(イ) 今後の取組の参考とする意見	0件
(ウ) 改定案に反映できない意見	0件
(エ) その他	0件
合 計	1件

エ 寄せられた主な意見

(ア) 改定案に反映した（している）意見

- ・ 動物性タンパク質の確保は食料安全保障上重要な課題であり、水産業の果たす役割は大きい。養殖をもっとやるべき。鳥取の「お嬢サバ」のようなブランド化もやるべき。

2 海区漁業調整委員会における意見

かながわ漁業就業促進センターについて、将来、民間が運営することを想定しているのであれば、表現を変えるべき。

3 水産審議会における意見

水産資源管理の取組やアユの遡上状況について、県民の理解促進のために記載すべき。

4 素案からの主な変更箇所

- ・ かながわ漁業就業促進センターに関し、「開設」を削除する等表現を修正した。
- ・ 水産資源管理の取組及びアユの遡上状況について、それぞれ追記した。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 指針改定

《参考資料9》

かながわ水産業活性化指針（改訂版案）

XIV 第8次神奈川県栽培漁業基本計画案について

県では、沿岸漁場整備開発法第7条の2の規定に基づき「神奈川県栽培漁業基本計画」を策定し、稚魚や稚貝の生産、放流など栽培漁業の推進を図っている。現行の計画が令和3年度末に終了することから、国が策定を予定している「栽培漁業基本方針」を踏まえ、第8次神奈川県栽培漁業基本計画（以下「第8次基本計画」という。）の策定に取り組んでいる。

このたび、素案に対する県民意見募集や水産審議会での審議を経て、第8次基本計画案を取りまとめたので報告する。

1 栽培漁業の効果と課題

これまでの本県の栽培漁業の取組により、「まだい」や「ひらめ」、「さざえ」等は資源水準が安定しており、漁業者からも評価され一定の効果を上げている。

しかし、相模湾の磯焼けや東京湾の貧酸素など漁場環境の悪化により、栽培漁業の取組を見直さなければならない種類もある。

2 第8次基本計画の策定経過

課題を踏まえ、漁業者等の要望や種苗放流の効果等を勘案し、栽培漁業の対象とする魚種の選定等の検討を行い、神奈川県漁業協同組合連合会や公益財団法人神奈川県栽培漁業協会等の関連団体からの意見徴取、水産審議会での審議を経て素案を作成した。この素案について県民意見募集を行うとともに、再度、水産審議会の審議を踏まえ、計画案を策定した。

3 第8次基本計画案の主な内容

(1) 目標年度

令和8年度

(2) 基本的な考え方

ア 種苗生産について

種苗生産は、本県海域の特性、漁業者等からの要請、資源の状況、種苗生産施設の能力等を勘案し、効率的に行う。

また、疾病等のまん延を防止するため、日常の飼育管理の徹底に努めるとともに、県は疾病対策のための検査や指導等を行う。

イ 種苗放流について

種苗放流は、自然条件、疾病等のまん延防止、生態系・遺伝的多様

性に対する影響を考慮した上で、適正な放流を計画的に行う。

ウ 資源管理について

栽培漁業の対象となる水産動物の資源管理については、各漁協が策定している資源管理計画等に基づく漁業者等の自らの取組を支援するほか、放流効果や資源状況を把握するとともに資源造成効果を検証し、その知見を基に、小型魚の保護や産卵親魚の維持・増大を進める。

エ 環境づくりについて

稚魚が生育しやすい環境づくりについては、広く県民の協力を得て海的环境改善活動を進めるとともに、深刻化する磯焼けへの対策や稚魚の保護育成機能を有する藻場や魚礁などの整備を推進する。

(3) 栽培漁業の推進体制

ア 県の役割について

種苗生産技術及び放流技術の開発並びに種苗生産施設の維持管理に努めるとともに、漁業者や遊漁者の理解と協力を得て資源管理型漁業への取組を推進する。

イ 公益財団法人神奈川県栽培漁業協会の役割について

種苗の安定的な量産技術が確立し、放流による効果が期待できるものについて、種苗の生産及び放流を行う。また、栽培漁業の必要性について県とともに普及啓発を図るほか、広く経費負担を求め、栽培漁業の継続的な実施が可能となるよう努める。

(4) 栽培漁業対象種として取組む水産動物の種類と放流数

栽培漁業に取り組む水産動物の種類は、現行の10種から「くろだい」、「まこがれい」、「めばる類」及び「まなまこ」を対象から外し、新たに「はまぐり類」を加えた7種とし、種類ごとの目標放流数及び放流時の大きさは表のとおりとする。

	種名	第8次		第7次（現行）	
		目標放流数	大きさ	目標放流数	大きさ
既存種	まだい	40万尾	全長60mm以上	70万尾	全長60mm以上
	ひらめ	20万尾	全長60mm以上	20万尾	全長60mm以上
	くろだい	削除	削除	7万尾	全長60mm以上
	まこがれい	削除	削除	2万尾 5万尾	全長40mm以上 全長20mm以上
	とらふぐ	5万尾	全長40mm以上	5万尾	全長40mm以上
	かさご	15万尾	全長30mm以上	15万尾	全長30mm以上
	めばる類	削除	削除	2万尾	全長30mm以上
	あわび類	20万個	殻長25mm以上	30万個	殻長25mm以上
	さざえ	60万個	殻高20mm以上	65万個	殻高20mm以上
	まなまこ	削除		種苗生産の技術開発を優先するため、目標放流数などは設定しない	
新規種	はまぐり類	種苗生産の技術開発を優先するため、目標放流数などは設定しない		—	

4 素案に対する県民意見募集の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和4年1月17日～2月16日

イ 意見募集の周知

- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、水産課等
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ 市町及び水産関係団体への情報提供

(2) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 1件

イ 意見の内訳

区 分	件数
(ア) 素案全般について	0件
(イ) 施策について	0件
(ウ) その他	1件
合 計	1件

ウ 意見の反映状況

内 容	件数
(ア) 計画案に反映した（している）意見	0件
(イ) 今後の取組の参考とする意見	0件
(ウ) その他	1件
合 計	1件

エ 寄せられた主な意見

(ア) その他

- ・ 漁協は非漁業者が漁港周辺に来るのを嫌がってバリケードで封鎖したりする例も見られるので、漁協にも最低限の良識を守ってもらうように指導してほしい。

5 水産審議会における意見

昨今は海洋環境が大きく変化するため、長期的な見通しは立て難いが、今後、計画通りに種苗生産が進まなかったり、放流効果が得られなくなったり、何か事情が発生した場合には順応的に対応できるようにしてほしい。

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 神奈川県漁業調整委員会への計画案の諮問
計画策定

《参考資料10》

第8次神奈川県栽培漁業基本計画（案）